

新型コロナウイルス感染症に対する支援策一覧

※この支援策一覧表は、2023年4月1日現在の支援策をまとめて掲載したものです。なお、項目によって変更のある場合がありますので、詳細は記載の機関等にお問い合わせください。

No.	項目	支援策	対象者	内容	機関等	連絡先 電話番号
1	生活困窮者自立支援	住居確保給付金（家賃）	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間家賃相当額（上限あり）を支給します。 ●支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで）） ●支給額上限 単身世帯：29,000円、2人世帯：35,000円、3～5人世帯：38,000円	三好市地域福祉課	72-7647
2			自立相談支援事業	様々な課題を抱え生活に困窮し、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を希望する方		
3	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給	傷病手当金の支給（国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行う）	国民健康保険に加入の被用者のうち新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（支給額） 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（適用） 令和2年1月1日～令和5年5月7日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）	三好市保険医務課	72-7613
4	奨学金の返還の猶予	奨学金の返還の猶予	奨学金の貸与を受けた者	奨学金の返還の猶予（災害、盗難、疾病、負傷、失業その他やむを得ない理由により、奨学金を返還すべき日までにこれを返還することが著しく困難であると認められるとき）	三好市教育委員会 学校教育課	72-3555
5	債務保証	セーフティネット保証4号、5号	中小事業者等	4号：通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度 20%以上の減少を認定 5号：通常の保証限度額とは別枠で借入債務の80%を保証する制度 5%以上の減少を認定	三好市商工政策課	72-7645
6	市営住宅家賃減免・提供	市営住宅家賃の減免及び徴収猶予 市営住宅の提供	市営住宅入居者	自営、勤め先などの経営悪化等により収入が著しく減少した方	三好市管理課	72-7681
7			住居を失った方	業績不振を理由とした解雇や離職等により社宅等の退去を余儀なくされた方		
8	生活資金を借りたい融資制度	経済変動対策緊急生活資金	生活資金を借りたい方	無担保かつ利子補給により実質無利子（保証料は別途必要） 上限：50万円 返済期間：5年以内	四国労働金庫 徳島ローンセンター 四国労働金庫支店	088-634-1000
9	資金繰りのため融資を受けたい	セーフティネット資金 経済変動対策資金 経営安定借換資金	セーフティネット資金については市長村長から認定を受けることが必要	保証協会の保証付の低利・低保証率の融資	徳島県企業支援課	088-621-2318
10	資金繰りのため融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	個人事業主・小規模・中小企業	低利子・無担保融資 特別貸付上限3億円、期間15～20年以内、据置5年以内ほか	日本政府金融公庫	088-625-7790
11	固定資産税	軽減	中小事業者等納税者	市より先端設備導入計画の認定を受けて取得した新規設備に対して、新たに課税されることとなった年度から3年間に限り、固定資産税の課税標準額をゼロにするもので、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、事業用家屋及び構築物も適用対象資産とする。	三好市税務課	72-7614